

いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月 1 日

野洲市立野洲北中学校

はじめに

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つです。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければなりません。平成 25 年 9 月 28 日に施行されたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに「いじめ防止基本方針」を策定します。

いじめ問題への取組は、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければなりません。

しかしながら、依然としていじめは憂慮すべき状況にあり、次代を担う子どもたちが安全・安心な教育環境の中で、「心豊かにたくましく生きる力を育む」ために、すべての教師が、いじめ問題に対する基本認識を共有することが不可欠です。

また、いじめは命に関わる重大な人権侵害であり、絶対に許される行為ではありません。教師が子どもにしっかり寄り添いながら、親身になって支えていくことが何より大切です。一人ひとりの教師が人権感覚をいっそう高め、子どものサインを見逃すことなく、兆候を見つけたら、迅速に対応していかなければなりません。

そこで、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに「いじめ防止基本方針」を策定します。

I 基本方針

(1) いじめに対する基本的な考え方

いじめの問題への対応は、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも国や各地域、学校において様々な取組が行われてきました。

しかしながら、いまだにいじめを背景として、生徒の心身や学校生活に重大な危険が生じる事案が発生しています。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑劣な犯罪行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚することが重要です。いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」が成立しました。

(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として考えなければなりません。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるように指導しなければなりません。

(3) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＊個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つこと（気持ちを重視すること）が必要である。

- ・「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- ・「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係をいう。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目して見極めが必要である。

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがあります。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(4) 法が規定するいじめの防止等への組織的対策

いじめ防止対策推進法が規定するいじめ防止等の組織に関する条文は次のとおりです。

① 基本方針の策定

国、地方公共団体、学校はそれぞれ「国の基本方針」「地方いじめ防止基本方針」「学校いじめ防止基本方針」を策定する（第11条～13条）

※ 国、学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

② いじめの防止等のための組織等

ア 地方公共団体は、学校・教育委員会・児童相談所・法務局又は地方法務局・都道府県警察その他の関係者により構成される「いじめ問題対策連絡協議会」を置くことができる。（第14条第1項）

イ 教育委員会は、「いじめ問題対策連絡協議会」との連携の下に「地方いじめ防止基本方針」に基づく対策を実効的に行うため、「附属機関」を置くことができる。（第14条第3項）

ウ 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめの防止等の対策のための組織」を置くものとする。（第22条）

エ 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。（第 28 条）

オ 地方公共団体の長等は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「附属機関」を設けて調査を行う等の方法により、学校の設置者又は学校の調査の結果について調査を行うことができる。（第 29 条～第 32 条第 2 項）

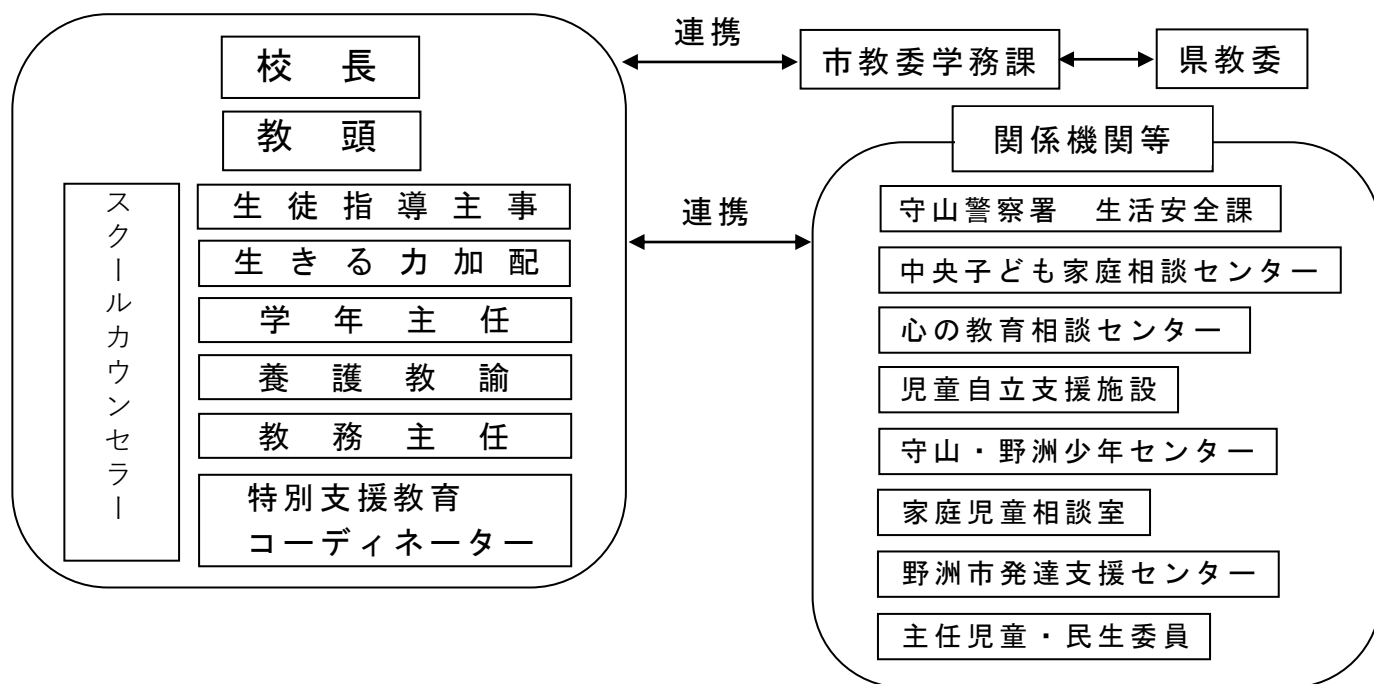
II いじめ防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた生徒の立場になって問題の解決に当たらなければなりません。そのためには、生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切です。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行います。

学校には、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織を置き、その組織体制は、以下の組織図によるものとします。

この組織では、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとします。

◎いじめ対策委員会組織



Ⅲ 学校全体としての取組

・ 学校の基本姿勢

校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組をもとに、いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していきます。こうした取組を徹底しながら、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCAサイクルを通して取組の充実を図っていきます。

また、全ての教職員が、本校には「いじめ」が存在するという意識を持ち、次の5つの基本方針のもと、取り組んでいきます。

- ① いじめを認識できる感覚を研ぎ澄まし、情報交換を頻繁に行います。
- ② いじめへの対応は、「いじめる側」の問題であることを認識します。
- ③ 個人で抱えるのではなく、学年、学校として取り組みます。
- ④ いじめを受けた本人はもちろん、保護者への対応も丁寧に行います。
- ⑤ いじめの加害者への支援の視点を持ちます。

(1) いじめ防止のための取組

いじめの防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、日々の活動の中で一人ひとりをしっかりとしと見とれるよう取組を進めていきます。

- ① 生徒等の豊かな情操と道徳心を培います。
- ② 生徒があらゆる活動の中で、自己有用感や自己肯定感がもてる取組を進めます。
- ③ 道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。

(2) いじめの早期発見

いじめは、迅速な対応が求められます。そのためには、全ての大人が連携して、生徒の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知して取組にあたります。

- ① いじめの早期発見のための、各学期に1回以上のアンケート調査と教育相談の実施。
- ② さまざまな電話相談窓口等の周知により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整備。
- ③ 地域・家庭・関係機関との連携による生徒の見守り。

(3) いじめへの対処

いじめが確認された場合、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し事情を聞き取り、さらにいじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導します。

- ① 学校としての組織的対応をします。
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談をします。
- ③ 事案に応じて、関係機関との連携を図ります。

(4) いじめの解消確認

いじめを対処した3か月後に、いじめを受けた生徒とその保護者に対して、いじめが解消されたかどうかを確認します。また、確認後、家庭や教育委員会への連絡・報告をします。

- 「いじめ解消」とは
- ・ いじめに関わる行為が3か月以上やんでいる。
 - ・ 本人（保護者）が苦痛を感じていない。

(5) 家庭および地域との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

・《家庭》

学校と保護者とが一体となった取組をするために、学校便りや、生徒指導便り、学年通信等での情報発信を行い、いじめの未然防止に向けた啓発をします。また、子どもの様子について日頃から保護者と情報を共有し、子ども達が抱える問題に共通認識で対応できるように連携を図るとともに、いじめの初期の段階から見逃すことなく、子どもに寄り添った対応を進めていきます。

- ① 学校と保護者とが情報を共有します。
- ② 家庭でのいじめの気づきのための取組を進めます。
- ③ 「いじめ未然防止」に向けて、情報セキュリティ講座など、保護者対象の研修会等の充実を図ります。

《地域》

校長の諮問機関である学校運営協議会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進めます。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進め、ときには協力を仰ぎます。

また、主任児童委員を初めとして、民生委員、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取組等を通して、地域としての子どもへの関わりを深めてもらいます。

- ① 学校運営協議会への働きかけを進めます。
- ② 地域へのいじめ防止等への周知を進めます。
- ③ 地域の関係団体との連携を進めます。

(6) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、中央子ども家庭相談センター、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要です。「いじめ」の中でも、犯罪行為として取り扱われるべきものについては、速やかに警察に相談することとし、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、警察に通報することとします。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとります。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図ります。
- ② 生徒への学校以外の相談窓口の周知を図ります。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ります。

IV 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより、次のような事態に陥ったことと捉えています。

① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などです。

② 「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- 不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とします。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要です。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、

- ・いつから(いつ頃から)か
- ・誰から行われたか
- ・どのような態様だったのか
- ・いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係の問題点は何か
- ・学校教職員がどのように対応したか 等

こうした客観的な事実関係を、質問票の使用その他の適切な方法により速やかに調査します。

また、調査においては、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うものとします。この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとします。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実に向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとします。

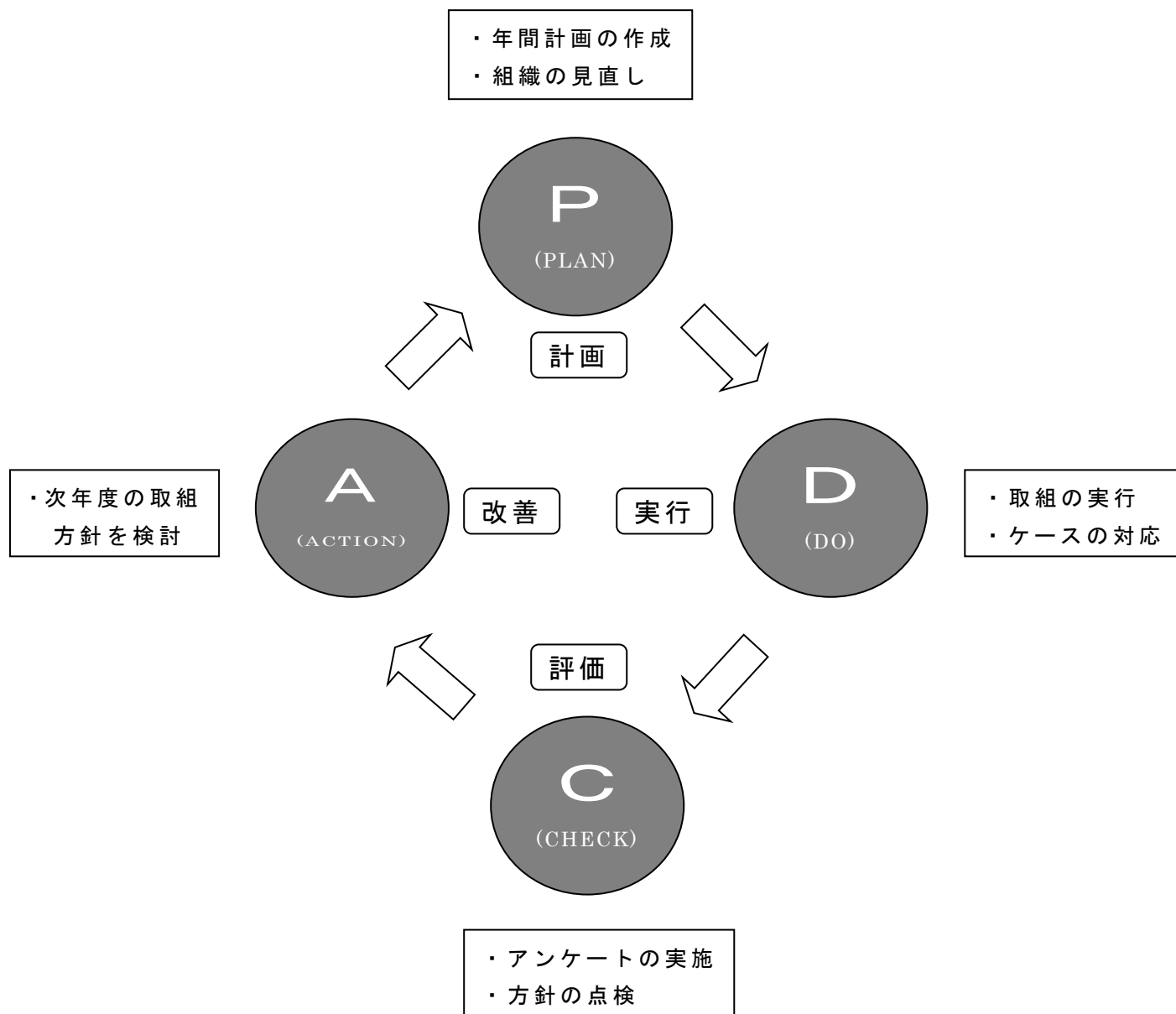
調査結果については、学校から市教育委員会に報告します。

(3) いじめを受けた生徒およびその保護者に対する情報の提供

学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒およびその保護者に対し、関係者の個人情報に留意しながら適時・適切な方法で、調査の進捗状況等およびその結果を説明します。

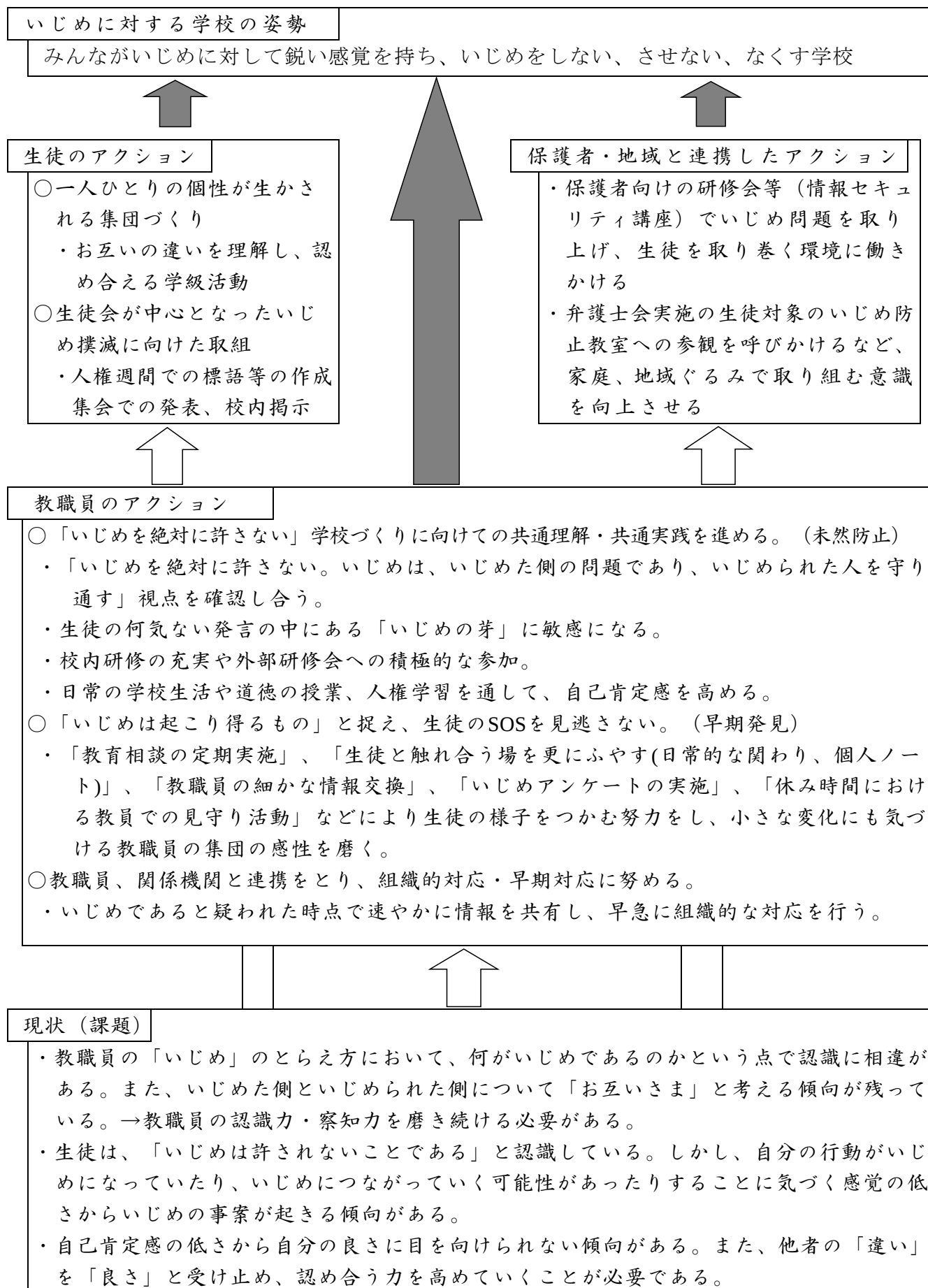
V 基本方針の見直し

学校マネジメントサイクルに則り、随時基本方針は見直し、より実効性のあるものとしていきます。



わが校のストップいじめアクションプラン

～いじめの未然防止、早期発見、早期対応（自己肯定感の高揚から）～



VI いじめ防止等に向けての年間計画

令和7年度「いじめ防止対策年間計画」(野洲市立野洲北中学校)

月	□教職員・○生徒の取組や活動	△保護者対象の活動 ◇地域の取組や活動
4月	☐ ○入学式、1学期始業式 ☒ いじめ防止基本方針等の共通理解（職員会議） ☐ 本校の基本方針をHPや学校通信等で公表 ☐ 生徒会対面式	
5月	☐ ○生徒総会 ☐ ○校内中学生広場 ☒ ●●教育相談	☐ ◇学校運営協議会 ☒ ▲授業参観、学校公開 ☒ ▲文化体育後援会総会
6月	☐ □小中連絡会議 ☒ ●●修学旅行・平和学習（3年生） ☒ ●●チャレンジウィーク（2年生） ☒ ●●校外学習（1年生） ☒ ●いじめアンケート ☒ ●情報教育講座	☒ ◆チャレンジウィーク（2年生） ☒ ▲情報教育講座
7月	☐ ○はつらつ野洲っ子中学生広場 ☒ ●●合唱コンクール ☒ ●●学級懇談会（全学年） ☐ ○1学期終業式	☐ △◇愛の声かけ運動 ☐ △◇はつらつ野洲っ子中学生広場 ☐ △合唱コンクール ☐ ◇学校運営協議会
8月	☐ 職員研修会 ☐ ○2学期始業式	☐ ◇校区内地域関係者会議
9月	☒ ●●体育祭	☐ △体育祭
10月	☐ ○生徒会立会演説会・選挙 ☐ ○三者懇談会（3年生） ☒ 学校公開週間 ☒ ●いじめアンケート	☒ ▲◆学校公開週間
11月	☐ 愛の声かけ運動 ☒ ●●教育相談期間 ☐ ○校外学習（2年生）	☐ △◇愛の声かけ運動 ☐ ◇学校運営協議会
12月	☐ ○はつらつ野洲っ子育成フォーラム ☐ ○三者懇談会（全学年） ☐ ○2学期終業式	☐ △◇はつらつ野洲っ子育成フォーラム
1月	☐ ○3学期始業式	
2月	☒ ●いじめアンケート ☒ ●●教育相談	☐ ◇学校運営協議会
3月	☐ ○卒業式、3学期終業式、修了式	
年間を通して	☒ ●●人権学習（全学年、学期ごとに実施） ☒ 生活指導部会（週に1回）での情報交換 ☐ 学校通信、学年通信、学級通信、生徒指導だより等による情報発信と啓発（随時） ☐ 学校HPによる情報発信（随時） ☒ ●●愛の声かけ運動 ☐ 各学年会議による情報交換および共通理解 ☐ ○生徒会による啓発活動（随時）	☐ △文化体育後援会だよりの発行（随時） ☐ ◇愛のパトロール

（特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆の印を付ける）